

総務文教常任委員会審査概要報告書

委員長 田中 勝文

- I 開催年月日 令和 8 年 6 月 22 日（月）
II 会議時間 午後 1 時 00 分～午後 2 時 04 分
III 出席委員等 〔出席委員〕◎田中 勝文 ○熊木 義城 八田 一弥
植野 佳奈 新開 広恵 中村 清志
石須 大雄 薮中 一夫 金森 一郎
（◎…委員長 ○…副委員長）
〔議長〕 曾田 康司
〔副議長〕 ※中村 清志 副議長は委員として出席
〔説明員〕 別紙名簿のとおり
〔委員外議員〕 水越 進一 山野井拓也 塚本 政彦
〔事務局職員〕 松本 武司 竹田 裕子 岡嶋 太希
〔傍聴者〕 2 名

IV 審査の概要

1 陳情について

陳情第 1 号 公立中学校における平和教育の政治的中立性と安全確保を求める陳情

陳情第 1 号は、

一つには、公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

二つには、過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

三つには、二つ目に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

以上、3 点を求めるものである。

審査の結果、全会一致で、不採択とすべきものと決した。

〈 討論における意見は次のとおり。 〉

（以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示）

・陳情第 1 号に反対の立場から

○ 当局の説明によれば、各学校での教育指導計画や修学旅行、平和学習等の内容に

については、各学校から教育委員会に事前に届け出があり、その都度、適切な内容であることを確認し承認しているとのことである。これを踏まえると陳情に基づく対応を改めて当局に求める必要はないと考える。

- 教育基本法第 14 条や学習指導要領に基づき、授業や校外学習、修学旅行等も事前届出制の下でチェックもしているとのことである。公平性、平和教育の政治的中立性は保たれていると考える。

2 付託議案について

議案第 47 号 令和 8 年度高岡市一般会計補正予算（第 1 号）のうち本委員会所管分

議案第 49 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

「高岡市監査委員条例の一部改正」

「高岡市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正」

「高岡市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正」

「高岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正」

議案第 50 号 高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

議案第 59 号 財産の取得について（避難生活用トイレ資機材）

議案第 60 号 財産の取得について（避難生活用ベッド資機材）

及び

報告第 3 号 専決処分の報告について

（高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

以上、予算議案 1 件、条例議案 2 件、その他議案 2 件及び報告 1 件の計 6 件については、審査の結果、全会一致で、いずれも原案のとおり可決・承認すべきものと決した。

3 報告事項について

〈 当局から、次の報告・説明があった。 〉

〔総務部〕

。高岡市地域防災計画の改定について

〈 委員から、次のとおり質疑等があった。 〉

【高岡市地域防災計画の改定について】

○ 令和 6 年能登半島地震では、トイレが大きな課題となったが、マンホールトイレや簡易トイレなどの備蓄状況は現在十分なのか。また、今後の整備方針は。

△ 現在避難所に備蓄している携帯トイレは、高岡市災害備蓄計画において、富山県が作成している富山県地震被害想定調査委託業務報告書から最も大きな被害が想定されるケースに基づき備蓄を行っている。備蓄量としては発災後 1 日分を保存しており、2 日目以降については、流通備蓄等により賄うこととしている。これらの

備蓄に加え、近年、避難所における避難者の生活環境の改善を向上することが必要と考えており、今回購入することとしている、衛生に配慮したラッピングトイレやマンホールトイレの整備を行っているところである。ラッピングトイレについては、拠点の避難所となる小学校、中学校の方に4基ずつ備える。これらの災害時に使用するトイレについては、揃えているところであるが、数が若干少ないと考えており、今後、国の交付金等も活用しながら増やしていきたい。

- 様々な課題があり、大変だと思うが、避難された方々に寄り添った対応をお願いしたい。(要望)

4 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第104条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

5 その他

- 。本委員会の行政視察について

令和8年7月14日（火）から15日（水）に実施することが報告された。

- 。次回の本委員会の開催について

令和8年7月24日（金）午前10時に開催することが報告された。

〈 委員から、次のとおり質疑等があった。 〉

【新総合体育館について】

- 建設までのスケジュール、ロードマップは。

△ 新たな体育館の整備は令和13年度の供用開始を目指すとしているところである。体育館の規模にもよるが、一般的には体育館建設には2年程度要することが多く、その前段には基本設計や実施設計等を行う必要もある。このことを踏まえ、まずは、具体的な施設の規模や仕様について、競技団体の方々と意見交換を重ね、とりまとめた意見について、議会や競技団体、関係団体の方々とも共有を図りながら、検討を進めていきたい。

- 新総合体育館の具体的な規模は。簡素な施設でプロスポーツを誘致できるのか。今定例会の一般質問において、現在の東洋通信スポーツセンターで開催できない競技が開催できるとの答弁もあったため、その点も補足してほしい。

△ 規模や仕様についての検討はこれからである。現在、関係する競技団体ごとに市の方針をご説明しているところである。その中で、各団体からは、施設の規模や仕様についての意見もあわせて伺っている。引き続き丁寧に意見交換を重ね、議会や関係する競技団体の方々とも協議しながら、適切な規模、仕様について検討を進めていきたい。プロスポーツの誘致については、各競技において、施設の規定が定められている。全てのプロスポーツを招致できる施設とすることは、現実的には難しい部分があるが、スポーツ施設としての機能をしっかりと確保しながら、可能な限

り対応できる施設となるよう検討を進めていきたい。なお、現在の東洋通信スポーツセンターで対応できていない競技について、設備面からバスケットボールやハンドボールは実施できない。また、床材の関係で使用を控えている競技団体もいると聞いている。

○ 70～80 億円とされる建設費の積算根拠は。

△ 新たな体育館は、将来的な総合体育館のメインアリーナとなることを想定しているが、老朽化している現在の東洋通信スポーツセンターの代替施設の確保という観点もある。その上で 70 億円から 80 億円程度とされている数字については、仮に代替施設を同程度の規模とした場合における建設費の概算ということである。新たな体育館の整備については、施設規模や仕様の検討はこれからであるため、必要となる予算規模についても、今後の施設内容の検討に合わせて改めて試算していきたい。

○ 維持管理費の見込みは。

△ 維持管理費用は新たな体育館の規模や仕様等により異なるため、現在は未確定である。ただ、既存施設の集約化による維持管理体制の効率化に加え、照明や空調設備等については、高効率設備の導入を検討するなど、既存施設と比較して、維持費用の削減を図っていきたい。

○ 官民連携の見込みは。

△ 公共事業における官民連携は様々な手法がある。特に新たな体育館の効率的で効果的な施設運営等を行うにあたり、民間活力の活用は非常に重要な視点である。現在、本市の公共施設において行われている官民連携としては、指定管理者制度やネーミングライツの制度があるが、これらも含めて今回の施設整備においてどのような手法があるのか、今後、具体的な施設規模や仕様を検討していく中で、併せて検討していきたい。

○ コンサートをはじめとするスポーツ以外での活用の構想は。

△ スポーツコア周辺には、大型商業施設や、コンベンション施設としての高岡テクノドームがあり、県においては、別館の整備について多機能型の展示空間、にぎわい交流の拠点等をコンセプトに据えて取組を進めていると聞いている。それぞれの各施設が役割を分担しながら、お互いに補完し合うことで、エリア全体として、より機能的なまちづくりが図られるものと考えている。新たな体育館については、まずは市民のスポーツ活動や競技団体の方々にとって利便性の高い施設となるよう、スポーツ施設としての設備を充実させることを第一としながら、規模や仕様の検討を進めていきたいと考えている。併せて、周辺の都市機能と連携し、地域経済の活性化が図られるよう、関係部局とともに調査研究していきたい。

○ 段階的な対応という意味で検討会議の報告書との整合性はあるとのことだが、メインアリーナとサブアリーナが同時に整備されないのであれば、整合性はないと考えるが、見解は。

△ 今回の方針においては、まずはメインアリーナとなる体育館の整備ということで、質問のとおりサブアリーナが整備されるまでの間には一定の期間が生じる。その部分については内容の変更ということである。一方、今回の方針においても、総合体育館の整備時期については、現在のスポーツ施設活用配置計画と同様の時期を想定

しているものであり、これは同じく段階的な対応としての取組内容の変更ということで捉えている。東洋通信スポーツセンターの代替施設の確保という観点も計画に即していると考えており、その意味において整合性はあるのではないかと考えている。

- 現在、各団体にヒアリングしているとのことだが、公共施設のあり方検討特別委員会の中で、話を聞きたいと思っている。教育将来構想検討会議でサブアリーナが欲しいという話が出ていた部分と、今回、メインアリーナを先に整備するといった内容は、齟齬があると感じるため、その部分まで丁寧にヒアリングしていただき、どのような形で進めていくか慎重に検討していただきたい。（要望）
- 関連で2点伺う。1点目は、今の東洋通信スポーツセンターと同等なものを建てるとしたら70～80億円とのことだが、総合体育館のメインアリーナの建設については、この金額にならない可能性があると思うが、見解は。2点目は、公共施設のあり方検討特別委員会で検討する話も出たが、体育館だけを取り扱ってはいけないという思いもある。今定例会の中で、このような施設整備に関して、できる限り施設整備に反映できるように議会を始め、関係者とも議論を深めながら、事業の具体化を図っていくという答弁があった。今後どのような形で我々や各団体と議論を深めていくのか。そのプランニングがあれば教えていただきたい。
- △ 1点目について、70億円から80億円程度とされている金額は、仮に今の東洋通信スポーツセンターと同程度の規模を建設した場合の概算費用という形での数字である。新たな体育館の整備については、施設規模や仕様の検討はこれからであり、必要となる予算規模についても、今後の施設内容の検討に併せて、改めて試算していきたい。
- △ 2点目について、競技団体に説明をしている中で、規模感や競技性の特色等の意見ももらっている。全ての団体あるいは競技団体のみならず、スポーツ少年団や中学校体育連盟等の意見もいただきたいと思っている。その上で、全体的な内容が見えた段階で、議会と規模感等の概要をどうまとめていくか話をしながら、それをまた競技団体にも返すという形を綿密にやるしかないと言っている。要望がそれぞれ異なっており、特にプロスポーツの話になると、競技によっても違いがある。市の体育館はどこを狙っていくのかという話にもなってくるため、議会あるいは関係団体と話ができればと考えている。一方で、無制限に話し合いの時間を作ることは、双方ともに難しいため、細かく話を返しながら情報共有をして話し合いをしていきたい。
- 1点目の金額については、新しい総合体育館の概算ではないということで認識させていただく。2点目については、細かく意見を聞いた上で、我々に説明していただきたいと思うが、大きい施設であるほど、議会としても、しっかりと議論する時間が必要である。この件に関して、議長の配慮によって、8年5月22日に臨時の議員協議会が開かれた経緯がある。そのような形ではなく、次回からは、当局からそのような説明の場をしっかりと作っていただきたい。（要望）
- 平成6年のインターハイ、2000年国体があった際に、氷見市や射水市、砺波市といった各自治体で、体育館を整備してきた。竹平記念体育館もやがて30年を迎え

ようとしている中、周りの市町村の体育館も 30 年を迎える。万が一、その周辺自治体の体育館が整備できないとなった際に、高岡がイニシアチブを取っていくという視点もぜひ入れて、整備の方向を出していただきたい。(要望)

- 今定例会では、新総合体育館建設は未来のある計画であり、まちづくりや将来の高岡のランドマークになるような、より大きな問題ではないかと考え、質問した。現行、簡素な方針、簡素なプランがすでに決まっているという印象があるが、その方向に舵を切られたのは市長の判断ということか。
- △ これまで説明してきた通り、市長ではなく、市としての方針を決め、8年5月8日に市長が新しい体育館をスポーツコアの方で建てるという方針でキックオフさせていただきたいと伝えたというのが経緯である。
- 市としての方針は会議などの話し合いが行われ、それによって決定されたのか。
- △ 政策調整会議などの会議を何度も行い、市長が市の方針として発表したということである。

【武道施設について】

- 竹平記念体育館サブアリーナの整備が二重投資で、古府小学校への武道施設の整備が二重投資とならない理由は。
- △ 竹平記念体育館サブアリーナについては、現在の建物の耐用年数が到来し、廃止になった後も、単独の体育館として存置されるという想定であった。新総合体育館の整備については、竹平記念体育館が耐用年数を迎える頃に、スポーツコアの中へ整備を目指すと言われていたものである。今後、人口減少により将来的なスポーツ需要を想定することが難しい中、総合体育館の整備を見据えた時に、この竹平記念体育館へのサブアリーナの整備が二重投資になる懸念があるのではないかということである。一方、古府小学校への武道機能の整備については、学校跡地の活用を図りながら、武道環境の確保のため、必要な改修を行うというものである。一般的に施設の耐用年数が到来した際に、その時点において施設のあり方を検討していくということは、市の施設全体としての考え方の1つである。今回の古府小学校の改修についても、施設の耐用年数が到来した際には、施設老朽度や、利用状況、社会情勢等も踏まえながら、その時点であり方が検討されるべきものと考えており、二重投資には当たらないと考える。
- 県営高岡武道館の改修費用の見込みは。
- △ 現在は県の施設であるため、詳細な見積りや精査はできていない状況にあるが、県によると、今後の使用を考慮した場合に、空調の整備に加え、バリアフリー対応、外壁、屋根、配管設備等の改修に多額の改修費用が想定される。また、躯体内部まで精査した場合においては、さらに費用が必要となることも想定される。学校の体育館を活用した改修の場合は、バリアフリーの改修は不要である。また、空調の設置に関しても、県営高岡武道館は2階建ての2つのフロア分の整備が必要となる。こういったことから、必要な改修を行った場合においても、少なくとも現在の県営高岡武道館を改修するよりも費用負担を抑えることができると考えている。
- 武道施設について、二重投資にならないという説明を受けた。その形でいけば、

古府小学校の武道施設の対応年数が来る、また老朽化の時期が来るまで総合体育館への武道場の建設は行わないため、二重投資にならないという考えでよい。

- △ 市長記者会見でも発言があったとおり、将来的な総合体育館の整備時には、今回整備する武道機能についても相応の年数が経過している。その時点での施設老朽度、利用状況等を踏まえ、スポーツ施設の集約化という観点も持ちながら、その都度、施設のあり方は個別に検討されていくものであると考えている。
- 古府小学校の武道施設について、市の大会を行えるようにするために、柔道場何面分、剣道場何面分、あるいは観客席を作るのかなど、どの程度のものを目指して整備をするのか。
- △ 古府小学校の体育館を活用した武道機能の整備に関しては、現在も武道団体の方と意見交換、協議を進めている。体育館を活用した改修ということから、大きさは体育館のサイズということになる。必要な設備、どのような改修が必要かということに関しては、今後、協議を進める中で検討していきたいと考えている。

【旧ダイエー跡地について】

- 活断層の調査には莫大な費用が必要なため、地方自治体で単独で実施することが困難とのことだが、概算でどれくらいの費用を見込んでいるのか。
- △ 先日の一般質問の中では、活断層の詳細な調査・解析には、費用面に加えて、地質学や地震学などの極めて高度な専門知識や長期にわたる調査期間が必要になることも踏まえ、地方自治体が単独で実施することは困難である旨の答弁をした。なお、活断層調査には地層のサンプルを採取するためのボーリング調査、人工的に起こした地震波を用いた物理探査、溝を掘り地層を露出させて調べるトレンチ調査等があり、特定の土地における具体的な費用を示すことは難しい。仮にボーリング調査を実施する場合には、掘る深さやサンプルをとる本数にもよるが、1ヶ所あたり数十万円から百数十万円程度の費用がかかると見込まれる。
- 旧ダイエー跡地について、ボーリング調査1本では調査にならない程の広範囲で調査しなければ正確なデータが取れないため、莫大な費用がかかるという考えでよい。
- △ 単独の調査では、広域的な地震の規模や確率等を得ることができないため、国や国の研究機関などの専門組織が主体となり、広域的な視点から実施すべきものであると考えている。その意味で、額の見積りは概算で申し上げたとおりであるが、特定の土地に関する調査については、広域的な規模や確率を得ることができないため、答えることができない。
- ピンポイントでボーリング調査をしたらいいというものではなく、ある程度その活断層を含む周りすべてを調査しなければならない可能性も高いということか。その点をもう一度確認したい。
- △ 旧ダイエー跡地に断層があるということは公表されているが、どこにあるのかまでは特定されていないため、広い敷地の中で調査するとすると、1ヶ所や2ヶ所では済まず、何十ヶ所を想定した調査になる。1ヶ所調査して何か分かるものではないと認識している。

- この件について市民、特にその付近に住んでいる方からの話、要望も上がってきている。市民の方々に対して不安を与えた事実はしっかりと受け止めながら、今後発言には注意していただきたい。(要望)
- 今定例会の中で、市長が、市庁舎の整備場所は旧ダイエー跡地が前提であると受け止められたという答弁があった。そのことは市長の思い込みが原因であったのか。
- △ 思い込みかというとは少し違うのではないかと考える。答弁でも申し上げたとおり、事務方からは3案を示しており、それを見て、市長がそのように理解したということである。それを思い込みかと言われると、そうとは言い切れない。
- 今、説明を聞いているだけでも、そのように理解されたということは、そのように思い込まれたとしか思えない。その違いを分かるように教えてほしい。
- △ 繰り返しになるかもしれないが、市長の受け止めとしての理解である。思い込まれたというより、あくまで理解をしたというところが事実だと認識している。
- 表に出たことにより、混乱を招いたのは事実である。その中でも市長という責任ある立場の方が発言するということは正直重い話でもあり、今後、大事なことからこそ、慎重に、しっかりと前に進めていただきたい。(要望)

〈 当局から、次の報告・説明があった。 〉

〔市長政策部〕

- (1) 高岡とつながる首都圏交流会
- (2) 高岡体験活動プログラム

〈 委員から、質疑等はなかった。 〉

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

総務文教常任委員会 当局説明員（24名）

市長政策部長	日 名 田 尚 明	会計管理者 会計課長	高 嶋 史 恵
市長政策部政策監	寺 井 知 恵		
チェンジ推進課長	宮 崎 篤 生	教育長	杉 山 智 充
情報政策課長	上 田 浩 樹	教育次長	表 野 勝 之
総合交通課長	山 村 紘 次	教育次長 学校教育課長・教育改革推進室長	津 田 久
広報発信課長	大 門 仁 司	教育総務課長	芹 山 奈 緒 樹
秘書課長	山 下 正 博	生涯学習・スポーツ課長	高 山 篤 志
		文化財保護活用課長	釣 和 洋
総務部長 選挙管理委員会事務局長	山 本 真 弘		
総務部次長 総務課長	津 幡 佳 成	監査委員事務局長	柴 野 泰 彦
総務部次長 財政課長	新 保 貴 之		
総務部次長 納税課長	上 口 裕 之		
人事課長	木 村 文 徳		
危機管理課長	室 谷 智		
管財契約課長	江 尻 典 世		
市民税課長	加 藤 康 代		
資産税課長	永 森 高 志		